

長南町地域防災計画

【総 則 編】

第1節 計画の方針

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、長南町防災会議が作成する計画であって、長南町、関係機関及び住民が総力を結集し、平常時からの災害に対する備えと災害発生時の適切な対応を定め、これにより、町域及び町域に存する人々の生命、身体及び財産を災害から守り、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を図ることを目的とする。

第2 計画の位置づけ

本計画は、本町の地域に係る災害対策に関する基本的かつ総合的な計画であることから、国の防災基本計画、千葉県の地域防災計画、指定行政機関及び指定公共機関等防災関係機関の防災業務計画等との連携・整合を図るものである。

なお、地域の強靭化に関する施策を中長期的に総合的かつ計画的に推進するための指針として策定された国土強靭化地域合同計画（長南町編）との整合を図る。

第3 計画の方針

1. 減災を重視した防災対策の推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とする。それにより、被災しても人命が失われないことを最重視し、さらに、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハードとソフト対策を組み合わせて災害に備える。

2. 自助・共助・公助の連携

大規模災害に際しては、町や防災関係機関のみで対応することは不可能である。本町は、防災基本条例（平成25年12月6日）を制定しており、その理念である「自らのことは自らが守る自助」を基本とし、「地域において互いに助け合う共助」及び「町が安全を確保する公助」に基づき、町民、事業者及び町がそれぞれの責務と役割を果たし、連携を図りながら防災対策を実施する。

3. 男女共同参画の視点

過去の大規模災害では、避難生活における女性に必要な物資の提供、女性や子育てに配慮した避難所生活、妊娠婦への配慮等の重要性が認識されている。

そこで、男女共同参画の視点から、平常時の自主防災活動や災害時の避難所運営等に女性の参画を求めるこことにより男女双方の視点を取り入れるなど、多様な主体の意見の反映に努める。

4. 要配慮者の支援

災害が発生した場合は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者への支援が必要になる。

特に、自力で避難が困難な避難行動要支援者に対しては、安否の確認や避難行動への支援、避難生活での配慮も必要となる。

そこで、今後の人団の高齢化を見すえて対策の充実を図り、要配慮者の視点に立った対策を講じる。

5. 地域防災力の向上

大規模な災害においては、住民一人ひとりの自覚や行動が危機を回避するために重要となる。そのため、平常時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、自助の取組みの強化のため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実及び災害教訓の伝承等により防災意識の向上に努める。

また、自主防災組織をはじめとする地域防災力の向上を図る。

第4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定により毎年検討を加え、必要がある時は、速やかに防災会議に諮り修正するものとする。防災関係機関は、自己の所管する事項について検討し、計画修正案を長南町防災会議（事務局：長南町総務課）に提出するものとする。

第5 計画の構成

本計画の構成は次の通りである。

- 総則編・・・・・・計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、災害種別ごとの総則で示されていた事項を共通事項として整理する。
- 震災編・・・・・・地震による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平常時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本について規定する。
- 風水害等編・・・・集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平常時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。
- 大規模事故編・・・放射性物質事故、大規模火災等（大規模火災、林野火災、危険物等災害、油等海上流出災害）、公共交通等事故（海上事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故）など大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。この計画に定めのないものについては、風水害等編の規定に準ずるものとする。

第2節 防災関係機関等が行うべき業務の大綱

長南町、長生郡市広域市町村圏組合、千葉県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、住民、事業者等は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

第1 長南町

- (1) 長南町防災会議及び長南町災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 救助、防疫等罹災者の保護及び保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災町営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- (11) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (12) 被災施設の復旧に関すること
- (13) 被災者の生活再建支援に関すること
- (14) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
(消防団)
- (1) 消防、水防、避難誘導に関すること

第2 長生郡市広域市町村圏組合

- (1) 災害時における消防に関すること
- (2) 災害時における廃棄物処理に関すること
- (3) 災害時におけるし尿処理に関すること
- (4) 災害時における火葬に関すること
- (5) 災害時における給水に関すること
- (6) 応急医療救護に関すること
- (7) 所管する被災施設の応急対策及び復旧に関すること
- (8) その他防災上必要な活動及び長南町の行う防災活動に対する協力に関すること

第3 千葉県

- (1) 千葉県防災会議及び千葉県災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること

- (8) 被災県営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害時における社会秩序の維持に関すること
- (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- (12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (13) 被災施設の復旧に関すること
- (14) 長南町が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること
- (15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること
- (16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること
- (17) 被災者の生活再建支援に関すること
- (18) 長南町が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること

|| 第4 指定地方行政機関

1. 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
- (2) 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
- (3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること
- (4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること
- (5) 津波、火山警報等の伝達に関すること

2. 関東財務局千葉財務事務所

- (1) 立会関係
 - 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること
- (2) 融資関係
 - ① 災害つなぎ資金の貸付(短期)に関すること
 - ② 災害復旧事業費の融資(長期)に関すること
- (3) 国有財産関係
 - ① 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
 - ② 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
 - ③ 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること
 - ④ 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること
 - ⑤ 千葉県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること
 - ⑥ 千葉県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること
- (4) 民間金融機関等に対する指示、要請関係
 - ① 災害関係の融資に関すること
 - ② 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること
 - ③ 手形交換、休日営業等に関すること
 - ④ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること

- ⑤ 営業停止等における対応に関すること

3. 関東農政局

- (1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
- (2) 応急用食料・物資の支援に関すること
- (3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること
- (4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
- (5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること
- (6) 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること
- (7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること
- (8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
- (9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
- (10) 被害農業者に対する金融対策に関すること

4. 関東森林管理局

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること

5. 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
- (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
- (3) 被災中小企業の振興に関すること

6. 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高压ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の安全確保に関すること
- (2) 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること

7. 関東運輸局

- (1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること
- (2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
- (3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
- (4) 災害時における応急海上輸送に関すること
- (5) 応急海上輸送用船舶の緊急修理に関すること

8. 東京管区気象台

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること
- (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

9. 関東地方整備局

- (1) 災害予防
 - ① 防災上必要な教育及び訓練等に関すること

- ② 通信施設等の整備に関すること
- ③ 公共施設等の整備に関すること
- ④ 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること
- ⑤ 官庁施設の災害予防措置に関すること
- ⑥ 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること
- (2) 災害応急対策
 - ① 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること
 - ② 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること
 - ③ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること
 - ④ 災害時における復旧資材の確保に関すること
 - ⑤ 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること
 - ⑥ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること
 - ⑦ 海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること
 - ⑧ 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること
- (3) 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

10. 関東総合通信局

- (1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
- (2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）の派遣に関すること
- (3) 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること
- (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）に関すること
- (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

11. 関東地方環境事務所

- (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること
- (3) 放射性物質（2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること
- (4) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること

12. 北関東防衛局

- (1) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること
- (2) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

13. 関東地方測量部

- (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
- (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること
- (3) 地殻変動の監視に関すること

|| 第5 自衛隊

- (1) 災害派遣の準備
 - ① 防災関係資料の基礎調査に関すること
 - ② 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
 - ③ 防災資材の整備及び点検に関すること
 - ④ 長南町地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種訓練の実施に関すること
- (2) 災害派遣の実施
 - ① 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること
 - ② 災害派遣時の救援活動のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

|| 第6 指定公共機関

1. 東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること
- (2) 災害時における通信サービスの提供に関すること
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

2. 日本赤十字社千葉県支部

- (1) 医療救護に関すること
- (2) こころのケアに関すること
- (3) 救援物資の備蓄及び配分に関すること
- (4) 血液製剤の供給に関すること
- (5) 義援金の受付及び配分に関すること
- (6) その他応急対応に必要な業務に関すること

3. 日本放送協会

- (1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
- (4) 被災者の受信対策に関すること

4. 東日本高速道路株式会社

- (1) 東日本高速道路の保全に関すること
- (2) 東日本高速道路の災害復旧に関すること
- (3) 災害時における緊急交通路の確保に関すること

5. 日本通運株式会社千葉支店

- (1) 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

6. 東京電力パワーグリッド株式会社

- (1) 災害時における電力供給に関すること

- (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

7. KDDI株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること
(2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
(3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

8. 日本郵便株式会社

- (1) 郵便事業に係る郵便事業運営の確保に関すること
(2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること
(3) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

9. ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること
(2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
(3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

10. 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

- (1) 災害時における物資の輸送に関すること

第7 指定地方公共機関

1. 公益社団法人千葉県医師会

- (1) 医療及び助産活動に関すること
(2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

2. 一般社団法人千葉県歯科医師会

- (1) 歯科医療活動に関すること
(2) 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること

3. 一般社団法人千葉県薬剤師会

- (1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
(2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
(3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること

4. 公益社団法人千葉県看護協会

- (1) 医療救護活動に関すること
(2) 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること

5. 一般社団法人千葉県LPGガス協会

- (1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること

6. 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム

- (1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
(2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること

- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

7. 一般社団法人千葉県トラック協会、一般社団法人千葉県バス協会

- (1) 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

|| 第8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

1. 一般社団法人茂原市長生郡医師会

- (1) 医療及び助産活動に関すること
(2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

2. 一般社団法人茂原市長生郡歯科医師会

- (1) 歯科医療活動に関すること
(2) 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること

3. 一般社団法人外房薬剤師会

- (1) 医薬品の調達、供給に関すること
(2) 薬剤師会と薬剤師との連絡調整に関すること

4. 社会福祉法人長南町社会福祉協議会

- (1) 長南町、千葉県が行う災害応急活動及び復旧活動への協力に関すること
(2) 災害ボランティアに関すること

5. 長生農業協同組合

- (1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施
(2) 農林関係の千葉県、長南町の実施する被害調査、応急対策に対する協力
(3) 被災農林業者に対する融資及びそのあっせん
(4) 被災農林業者に対する生産資材の確保あっせん

6. 長南町商工会

- (1) 災害時における物価安定についての協力
(2) 災害救助用物資及び復旧用物資の確保についての協力

7. 長南町建設業組合

- (1) 災害時における道路・河川その他の公共土木施設の機能の確保又は回復

8. 一般社団法人千葉県建築士会、公益社団法人千葉県建築士事務所協会

- (1) 被災建築物の応急危険度判定に関すること

9. 関東天然瓦斯開発株式会社茂原鉱業所及び合同資源産業株式会社千葉事業所

- (1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること

10. その他公共的団体

- (1) 長南町の行う防災活動に対して公共的事業に応じての協力

1.1. 危険物取扱施設等の管理者

- (1) 安全管理の徹底に関するこ
- (2) 防護施設の整備に関するこ
- (3) 災害時における防災活動に関するこ

第9 住民及び事業所等

1. 住民

- (1) 自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため住宅の点検・耐震診断・改修に努めること。
また、食料、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具・大型家電の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策、住宅用火災警報器の設置など、各家庭での身近な震災発生時の備えを講じるとともに、住民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう地域コミュニティの形成に努めること
- (2) 長南町及び千葉県が実施する防災対策に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること
- (3) 過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること

2. 行政区（区長及び区長代理）

- (1) 地区住民の安否及び被災状況の把握に関するこ
- (2) 被災状況調査等の災害対策の協力に関するこ
- (3) 長南町及び関係団体からの情報伝達に関するこ

3. 自主防災組織

- (1) 防災組織の編成及び任務分担の確認把握に関するこ
- (2) 情報の収集伝達に関するこ
- (3) 避難誘導、救出救護の協力に関するこ
- (4) 被災者に対する炊出し、救援物資の配布等の協力に関するこ
- (5) 被害状況調査等の災害対策の協力に関するこ

4. 事業所

- (1) 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与すること
- (2) 集客施設を保有する事業所は、来客者の安全確保に努めること
- (3) 事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（B C M）の取組を通じて、防災活動の推進に努めること

5. ボランティア団体

- (1) 普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

第3節 長南町の災害環境

第1 自然環境

1. 位置

長南町は、房総半島のほぼ中央東部の東経 140 度 14 分 14 秒、北緯 35 度 32 分 12 秒に位置し、首都圏から 60km 圏内にある。北から北東は茂原市、東から南東は睦沢町、南は大多喜町、南西から西は市原市、北西は長柄町の計 5 市町に隣接し、東西距離は 10.3km、南北距離は 12.4km、面積は 65.51km²である。

2. 地形・地質

長南町の地形は、西方に野見金山（標高 180m）があるほかは低い山地で、町域を流れる一宮川、三途川、鶴枝川、埴生川、佐坪川及び小生田川は、すべて一宮川の支流で西から東に流れ、九十九里浜に注いでいる。河川延長は 30km 以内で、集水域も狭く流量は小さい。

長南町の地質は、山地が（第四紀）更新統に属する上総層群（下部より順に、梅ヶ瀬層、国本層、柿ノ木台層、長南層、万田野層、笠森層）からなり、地域の南東から北西にかけてそれぞれが帶状に露出・分布している。砂岩・泥岩の堆積物が主体で、一般に軟弱であるため崩壊が発生しやすい。また、低地は完新統であり、砂、シルトを主体とするため、さらに軟弱である。

3. 気候

長南町の気候は、おおむね温暖である。日平均気温は 15.7°C（1991 年～2020 年 気象庁データ「茂原」以下同じ）、年間降水量は 1,683.6mm、風速は年平均 1.7m/s、冬に北西の風、夏に南の風が多く吹く傾向にある。

第2 社会環境

1. 人口

長南町の人口は、昭和 22 年の 16,491 人をピークに昭和 30 年の合併時には 15,081 人であったが、産業構造の高次化と高度経済成長に伴う大都市への人口流出により減少傾向を続け、昭和 45 年には、11,906 人まで減少しそれ以降平成 7 年までは概ね横ばい傾向となっていたが、その後再び減少している。

令和7年1月1日現在、住民基本台帳人口は、男3,537人、女3,537人の合計7,074人で、3,165世帯である。

また、長南町には、ゴルフ場、笠森観音堂、長福寿寺といった歴史資源・観光資源が多く、年間40万5千人の観光客が来往している。

2. 交通

茂原市と木更津市を結ぶ国道409号（房総横断道路）が町域の北部を東西に横断している。また、木更津方面と松尾横芝方面を結ぶ首都圏中央連絡自動車道が縦断している。

その他、県道南総一宮線がほぼ中央部を東西に横断し、県道長柄大多喜線と茂原大多喜線がほぼ中央部及び西部を南北にそれぞれ縦断しており、国道409号とともに、町内を結ぶ主要幹線網を形成している。

公共交通は、小湊鉄道により、主に JR 茂原駅及び小湊鉄道牛久駅に至るバス路線が運行されている。そのほか、役場を基点とする長南町巡回バス及びデマンド乗合いタクシーが長南町により運行されている。

3. 土地利用状況

山林・原野が、全体の37.9% (24.88km²) で、主として西部及び南部に分布している。次いで農地が26.4% (17.34km²) で、このうちの76%が水田である。住宅・工場・店舗等を含む宅地が5.03% (3.3km²) 、その他及び雑種地で21.4% (14.04km²) となっている。